

令和4年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(11 月 25 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和4年第3回神奈川県議会定例会（11月25日提案分）提出議案件数調	1
2	令和4年度11月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和4年度神奈川県一般会計11月補正予算（1）局別財源調書	2
(2)	令和4年度神奈川県一般会計11月補正予算（2）局別財源調書	2
(3)	令和4年度神奈川県特別会計11月補正予算（2）会計別財源調書	2
3	令和4年度11月補正予算の主な内容	3
4	県議会議員及び知事選挙に要する経費について【政策局】	4
5	令和4年度一般会計11月補正予算（2）繰越明許費について【政策局】	5
6	個人情報の保護に関する法律施行条例の概要【政策局】	6
7	神奈川県個人情報保護審査会条例の概要【政策局】	8
8	神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例の概要【政策局】	10
9	神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	11
10	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	12
11	神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	13
12	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	14
13	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	16
14	神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	17
15	神奈川県科学技術政策大綱の変更の概要【政策局】	18
16	再任用に関する条例を廃止する条例の概要【総務局】	20
17	職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	21
18	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	22
19	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	23
20	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	24
21	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	26

22	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	28
23	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	29
24	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の 地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関す る条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	30
25	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	31
26	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	32
27	職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例の概要 【総務局】	33
28	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	34
29	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	35
30	神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の 概要【総務局】	37
31	当せん金付証票の発売の概要【総務局】	38
32	令和4年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【環境農政局】	39
33	令和4年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算（2）債務負担行為につい て【環境農政局】	41
34	新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について 【福祉子どもみらい局】	42
35	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】	43
36	中小企業・小規模事業者への支援について【産業労働局】	44
37	訴訟の提起の概要【産業労働局】	45
38	和解の概要【産業労働局】	46
39	和解の概要【産業労働局】	47
40	令和4年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【県土整備局】	48
41	令和4年度流域下水道事業会計11月補正予算（2）の内容【県土整備局】	52
42	令和4年度一般会計11月補正予算（2）繰越明許費について【県土整備局】	53
43	都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事請負契約の内容 【県土整備局】	54
44	管理事業に対する市町負担金の概要【県土整備局】	55

45	神奈川県道路公社の有料道路整備事業計画変更に対する同意の概要【県土整備局】	56
46	令和4年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【教育委員会】	57
47	厚木東高校商業教育棟新築工事（建築－第1工区）請負契約の内容【教育委員会】	58
48	令和4年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【警察本部】	59
49	警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】	60
50	令和4年度水道事業会計11月補正予算（2）債務負担行為について【企業庁】	61
51	令和4年度電気事業会計11月補正予算（2）債務負担行為について【企業庁】	62
52	令和4年度公営企業資金等運用事業会計11月補正予算（2）継続費について【企業庁】	63
53	令和4年度相模川総合開発共同事業会計11月補正予算（2）債務負担行為について【企業庁】	64
54	令和4年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算（2）債務負担行為について【企業庁】	65

1 令和4年第3回神奈川県議会定例会（11月25日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数		
	その3 (11月補正予算(1))	その4 (11月補正予算(2))	計
一 般 会 計	1	1	2
特 別 会 計	—	1	1
企 業 会 計	—	6	6
合 計	1	8	9

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 制 定	2
条 例 の 廃 止	2
条 例 の 改 正	2 2
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2
市 町 負 担 金	1
そ の 他	6
合 計	3 5

2 令和4年度11月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一 般 会 計	2,409,946,733	3,199,569	7,516,553	10,716,122	2,420,662,855
特 別 会 計	2,116,484,239	—	—	—	2,116,484,239
企 業 会 計	158,617,819	—	1,219,115	1,219,115	159,836,934
合 計	4,685,048,791	3,199,569	8,735,668	11,935,237	4,696,984,028

(参考) 前年度(令和3年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	11月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,752,981,906	1,422,174	2,754,404,080
特 別 会 計	2,047,484,222	—	2,047,484,222
企 業 会 計	149,343,809	—	149,343,809
合 計	4,949,809,937	1,422,174	4,951,232,111

(1) 令和4年度神奈川県一般会計11月補正予算(1)局別財源調書

(単位 千円)

局別	予算額	財源内訳									備考
		国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債	一般財源	
産業労働局	3,199,569	3,071,289								128,280	
合計	3,199,569	3,071,289								128,280	地方交付税 128,280

(2) 令和4年度神奈川県一般会計11月補正予算(2)局別財源調書

(単位 千円)

局別	予算額	財源内訳									備考
		国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債	一般財源	
政策局	1,390,014									1,390,014	
福祉子どもみらい局	6,126,539	1,835,193					3,373,749			917,597	
合計	7,516,553	1,835,193					3,373,749			2,307,611	地方交付税 2,307,611

(3) 令和4年度神奈川県特別会計11月補正予算(2)会計別財源調書

(単位 千円)

会計名 (企業会計)	予算額	財源内訳			付記	備考
		事業収入	資金収入	留保資金等		
流域下水道事業会計	1,219,115	1,219,115			損益勘定	
	—				資本勘定	
合計	1,219,115	1,219,115				

3 令和4年度11月補正予算の主な内容

9月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

(1) 令和4年度一般会計11月補正予算(1)の内容

ア 物価高騰等対策

- 信用保証事業費補助 3,199,569千円

(2) 令和4年度一般会計11月補正予算(2)の内容

ア 新型コロナウイルス感染症対策

- 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等に対する支援 3,373,749千円
- 地域医療介護総合確保基金積立金 2,752,790千円

イ その他

- 県議会議員及び知事選挙に要する経費 1,390,014千円
- 流域下水道施設における光熱費の増影響への対応(流域下水道事業会計) 1,219,115千円
- 寒川町学校給食センター整備事業費(公営企業資金等運用事業会計)
【継続費変更】 2,334,856千円 [令和3年度～令和5年度]
※変更前 2,258,000千円 [令和3年度～令和4年度]
- ゼロ県債の設定【債務負担行為の設定】
限度額(総額) 15,128,347千円

4 県議会議員及び知事選挙に要する経費について【政策局関係】

2款 総務費 3項 選挙費

県議会議員及び知事選挙執行費

(1) 目的

令和5年4月に行われる県議会議員及び知事選挙について、準備を行う。

(2) 内容

今年度中に準備が必要な投票用紙や選挙公報の印刷等を行う。

(3) 予算額 1,390,014千円

【議案（予算 その4） 3頁 定県第91号議案】

5 令和4年度一般会計11月補正予算（2）繰越明許費について【政策局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			244,146
	3 選挙費		244,146
		県議会議員及び知事選挙執行費	244,146
政策局計			244,146

6 個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

(1) 制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續等に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 法第108条の規定による条例で定める手續（第1条）

県の機関等に係る保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續については、イ、エ及びオに定めるところによる。

イ 開示決定等の期限等（第2条及び第3条）

保有個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限は原則15日以内とするとともに、開示決定等の期限の特例として、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をしなければならない期限は開示請求があった日から45日以内とする。

ウ 保有個人情報の開示請求に係る手数料等（第4条）

保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とするとともに、行政文書の写しの交付等を行うときは、当該写しの交付等に要する費用は開示請求者の負担とする。

エ 訂正請求権及び利用停止請求権等（第5条～第10条）

保有個人情報の開示を受けていない場合であっても、訂正請求及び利用停止請求をすることができる。

オ 審査会への諮問（第11条）

神奈川県個人情報保護審査会への諮問は、弁明書の写し等を添えてしなければならない。

カ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第12条）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県と締結する者が納めるべき手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(ア) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(イ) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

キ 施行の状況の公表（第13条）

県の機関等は、毎年、当該県の機関等における法の施行の状況について公表する。

ク 審議会への諮問（第14条）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(3) 施行期日

令和5年4月1日

7 神奈川県個人情報保護審査会条例の概要

(1) 制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示決定等に係る不作為等の審査請求について諮問する機関が行政不服審査法上の機関とされたことから、同法の規定に基づき、その組織及び運営等に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 趣旨（第1条）

行政不服審査法の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他必要な事項等を定める。

イ 定義（第2条）

審査会に諮問した機関等を「諮問実施機関」と、個人情報の保護に関する法律に規定する開示決定等に係る保有個人情報等を「保有個人情報」と定義する。

ウ 組織及び委員等（第3条～第5条）

(ア) 審査会は5人以内の委員をもって組織する。

(イ) 委員は知事が委嘱することとし、委員の任期は2年とする。

(ウ) 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

エ 会議等（第6条及び第7条）

審査会の会議は、会長が招集し、その議長となるほか、委員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。

オ 審査会の調査権限等（第8条～第13条）

(ア) 審査会は、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。

(イ) 審査会は、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を分類又は整理した資料を提出するよう求めることができる。

(ウ) 審査会は、専門的事項に関し学識経験を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

カ 委任（第14条）

審査会の運営及び調査の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

キ 罰則（第 15 条）

秘密を漏らした委員は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の際現に附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例別表に規定する神奈川県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第 4 条第 1 項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
- (イ) この条例の施行の際現に旧審査会の会長である者は、この条例の施行の日に、第 5 条第 1 項の規定による互選により会長として定められたものとみなす。

8 神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、県の個人情報の取扱い等について、同法による全国的な共通ルールが適用されることを踏まえ、本条例を廃止するものである。

(2) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神奈川県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する職員等（県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員に限る。以下この項及び附則第8項第1号において「旧地方独立行政法人職員等」という。）である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人職員等であった者に係る旧条例第12条第1項の規定による職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による等、所要の経過措置を設ける。

9 神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示請求の手續等について、同法の規定が適用されることから、情報公開の手續等についても、保有個人情報の開示請求の規定と整合を図るため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 会議録データ等の電磁的記録等を情報公開請求の対象となる行政文書に含めることとする。（第3条関係）

イ 個人情報の保護に関する法律による行政機関等匿名加工情報制度の導入に伴い、行政機関等匿名加工情報を情報公開請求における非公開情報とするとともに、裁量的公開の対象外とする。（第5条及び第7条関係）

ウ 行政文書の公開を受ける者は、公開決定の通知があった日から30日以内に公開の実施の申出をしなければならないこととする。（第13条関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第9条、第10条、第12条、第15条の2、第15条の3、第18条～第21条及び第34条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

(ア) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成又は取得した行政文書については、会議録データ等の電磁的記録等を行政文書の範囲から除くため、改正後の(2)アの規定を適用しないこととし、改正前の(2)アの規定は、なおその効力を有する。

(イ) 施行日前になされた情報公開請求については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(ウ) 行政文書の公開の申出の規定については、施行日以後になされた情報公開請求をした者であって、当該請求に係る公開等の決定に基づき行政文書の公開を受けるものについて適用する。

【議案（条例その他 その4）13～14頁 定県第104号議案】

10 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに加えるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、2法人を新たに加えるほか、5法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和5年1月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公布の日。

11 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、関係書類の写し等の交付手数料に関する規定を定めるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

行政不服審査法の規定を個人情報の保護に関する法律など他の法令の規定により読み替えて適用する場合も、不服申立関係書類の写し等の交付手数料に関し必要な事項は、本条例において定めることとするほか、所要の規定の整備を行う。（第1条、第3条及び第4条関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

12 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等の県への返還などに関し、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲及び移譲先市町村の変更に係る所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 事務権限の返還に伴う改正〔2項目〕

- (ア) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の設立認可等の事務について、県への権限の返還を希望した市町村を、移譲先市町村から削除するもの
- (イ) 中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合の設立認可等の事務について、県への権限の返還を希望した市町村を、移譲先市町村から削除するもの

イ 令和5年度の権限移譲に伴う改正〔3項目〕

- (ア) 屋外広告物法に基づく違反広告物等の除却等を行う事務を、大磯町に移譲するもの
- (イ) 神奈川県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置許可等を行う事務を、大磯町に移譲するもの
- (ウ) 神奈川県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の掲出許可等の適用除外に係る書類の受理及び送付の事務を、大磯町に移譲するもの

ウ 旅券法等の改正に伴う改正〔1項目〕

旅券法等の改正により、一般旅券の査証欄の増補に係る事務が廃止されることなどに伴い、横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町に移譲している事務の一部を削除等するもの

エ 宅地造成等規制法の一部改正に伴う改正〔1項目〕

宅地造成等規制法の一部改正により、新たに危険な盛土等が包括的に規制されることに伴い、移譲事務が廃止され、その一部に経過措置が設けられたことから、鎌倉市、藤沢市及び秦野市に移譲している事務の一部を削除等するもの

オ 保健師助産師看護師法等に基づく事務の変更に伴う改正〔3項目〕
看護師等の業務従事者届について、従前の紙による届出に加え、電子による届出が導入されることに伴い、届出の受理に係る事務の一部を移譲事務から除くもの

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(2)ア(ア)の一部及び(2)オについては公布の日、(2)ウ及び(3)イの一部については令和5年3月27日、(2)エについては公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日。

イ 経過措置

(2)ウの施行の前日に申請された一般旅券の査証欄の増補に係る事務については、改正前の規定の例により、横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町が処理するものとする等、所要の経過措置を設ける。

13 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅券法の一部改正等に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を藤沢市長に提供する事務から、一般旅券の査証欄の増補の規定を削除するとともに、神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 藤沢市の長による旅券の査証欄の増補に関する事務を削除する。

（別表第1の1の項関係）

イ 廃止される条例名を、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い制定される「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

（第7条第2項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年3月27日。ただし、(2)イについては令和5年4月1日。

イ 経過措置

(2)アの施行の日前にされた一般旅券の査証欄の増補に関する申請に係る藤沢市の長に対する本人確認情報の提供については、改正後の(2)アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

廃止される条例名を、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い制定される「神奈川県個人情報保護審査会条例」及び「神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」に改める。（第10条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

改正後の第10条第3項第1号の規定の適用については、神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例（以下、「廃止条例」という。）による廃止前の神奈川県個人情報保護条例の規定（廃止条例附則第12項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び廃止条例附則第8項から第11項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。

15 神奈川県科学技術政策大綱の変更の概要

(1) 変更の趣旨

科学技術と社会の対話の視点を大切にしながら、社会課題の解決に挑戦するとともに、現在の計画期間（平成29年度～令和4年度）終了後も、国の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえて、さらに科学技術イノベーションを推進していく必要があるため、県の科学技術政策の基本的な方向を示す神奈川県科学技術政策大綱の変更を行うものである。

(2) 変更の経緯と提案理由

有識者により構成される神奈川県科学技術会議、大学、企業等の科学技術関係者や県議会、県民、市町村などから意見を伺いながら、変更の最終案を作成した。

については、「神奈川県科学技術政策大綱」を、別冊のとおり変更したので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定に基づき提案するものである。

(3) 神奈川県科学技術政策大綱（定県第125号議案別冊）の概要

ア 基本目標及び計画期間

(ア) 基本目標

目標1 安全・安心で豊かな生活・環境を県民が実感できる地域社会の実現

目標2 持続可能な産業の創出・育成による地域経済の活性化

目標3 課題解決と未来創生に挑戦するイノベーション人材が輝く共創の場の形成

(イ) 計画期間

令和5年度～令和8年度（4年間）

イ 県の役割と施策の基本的な方向

(ア) 県の役割

a 地域活力の形成と地域社会への貢献

b 国内外との交流・連携・展開

(イ) 施策の基本的な方向

a 安全・安心で豊かな生活・環境を実現する科学技術活動の展開

- b 持続可能な産業の創出・育成を実現する科学技術活動の展開
- c イノベーション人材が輝く共創の場を実現する科学技術活動の展開

ウ 県試験研究機関等の活動の方向性

(ア) 重点的な研究活動の展開

a 基本原則

- (a) 社会課題に沿った研究
- (b) 顕在的・潜在的ニーズを意識した産学公連携活動

b 重点研究目標

目標 1 安全・安心で豊かな生活・環境の実現（防災・減災・防疫、環境技術／脱炭素、食関係技術、介護・福祉、AI・IoT等）

目標 2 持続可能な産業の創出・育成（最先端医療、ヘルスケア・未病、ロボット、エネルギー／脱炭素等）

(イ) 各機関の活動の方向性

a 県試験研究機関の活動

研究機能の強化や地域課題の解決に向けた研究・モニタリング・普及・実証活動など

b 地方独立行政法人の活動

(a) 神奈川県立産業技術総合研究所

神奈川発のイノベーション創出を支援するための、「研究開発」、「技術支援」及び「事業化支援」など

(b) 神奈川県立保健福祉大学

大学院ヘルスイノベーション研究科等における、保健・医療・福祉に関わる社会システムにイノベーションを起こす人材の養成など

(c) 神奈川県立病院機構

県内外の医療機関や研究機関等との積極的な協力体制や、質の高い医療人材の確保・育成と臨床研究の推進など

c 神奈川県による地域の大学・企業等との連携・協働の活動

関係機関と連携・協働する中でのコーディネート機能の発揮など

(4) 変更後の神奈川県科学技術政策大綱の決定

本議案の議決後、施策例等を加え、変更後の「神奈川県科学技術政策大綱」として決定する。

16 再任用に関する条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

地方公務員法の一部改正により、再任用制度に関する規定が削除されたことに伴い、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

17 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任の手續について規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 地方公務員法の一部改正により管理監督職勤務上限年齢に達している職員を他の職へ降任する制度が創設されたことに伴い、降任の手續に関する規定について所要の改正を行う。（第3条関係）

イ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部改正に伴い、給料の特例による降給について規定する。（職員の分限に関する条例第3条、附則第2項及び第3項関係、市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例第3条、附則第3項及び第4項関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

18 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、減給処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

懲戒処分のうち、減給について、処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設ける。（第4条関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

19 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、条例に基づく附属機関から神奈川県個人情報保護審査会を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会について、神奈川県個人情報保護条例を引用している箇所を個人情報の保護に関する法律施行条例に改める。（別表関係）

イ 神奈川県個人情報保護審査会について、個人情報の保護に関する法律により行政不服審査法上の機関と位置付けられることとなったため、神奈川県個人情報保護審査会の項を削除する。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

改正前の附属機関の設置に関する条例の規定により置かれている神奈川県個人情報保護審査会は、個人情報の保護に関する法律の規定により行政不服審査法上の機関として置かれる神奈川県個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

20 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、60歳前と60歳以降で給料月額と勤続期間を分けて計算する特例を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 定年引上げに伴う改正

- (ア) 特定地方警務官から引き続き都道府県警察の警察官に任命された場合であっても、県に在職していた者と同様に退職手当の算定ができるよう、特例措置を講ずる。（第2条の5、第5条の2、第5条の3の2、第6条の2、第6条の3、第6条の5、附則第7項～第9項、第14項関係）
 - (イ) 定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額の支給率については、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同率とする。（附則第7項～第9項、第15項～第18項関係）
 - (ウ) 給料月額7割措置により退職手当算定額が低下する不利益を回避するため、給料のピークとなる60歳前と60歳以降で給料月額と勤続期間を分けて計算する特例（ピーク時特例）を適用させることとする。（附則第19項関係）
 - (エ) 給料月額7割措置の前日以前に表異動等により給料月額の減額改定があった場合には、当該減額前、給料月額7割措置前、給料月額7割措置後と勤続期間を分けて計算する特例を講ずる。（附則第20項、第25項、第26項関係）
 - (オ) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として、60歳以降の退職については適用しないこととする。（附則第21項～第24項関係）
 - (カ) 地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。（第2条、第14条、第15条、第17条関係）
- イ その他所要の規定の整備を行う。（第4条、第5条、第5条の3、旧附則第2項～第18項、第22項～第28項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

懲戒免職処分を受けた場合の退職手当の支給制限、退職手当の返納及び退職手当の受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、なお従前の例による等、所要の経過措置を設ける。

21 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料の特例を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正

(ア) 現行の再任用職員及び短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に適用する措置を講ずる。（第5条、第11条、第15条、第16条、第17条の3、別表第1～第10関係）

(イ) 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする。（附則第7項、第8項関係）

(ウ) 管理監督職勤務上限年齢により降任等を伴う異動等をした職員の給料月額は、異動前の給料月額の7割水準とする。（附則第9項～第15項関係）

(エ) その他所要の規定の整備を行う。（旧附則第3項～第57項、附則別表第1～第7関係）

イ 学校職員の給与等に関する条例の一部改正

(ア) 現行の再任用職員及び短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に適用する措置を講ずる。（第5条、第14条の2、第16条、第19条、第20条、第20条の3、第20条の4、第21条、第21条の2、別表第1～第5関係）

(イ) 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする。（附則第8項、第9項関係）

(ウ) 管理監督職勤務上限年齢により降任等を伴う異動等をした職員の給料月額は、異動前の給料月額の7割水準とする。（附則第10項～第15項関係）

(エ) その他所要の規定の整備を行う。（旧附則第3項～第56項、附則別表第1～第5関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

旧地方公務員法勤務延長職員の給与に関し特例を設ける等、所要の経過措置を設ける。

22 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、再任用職員の規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を削る。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。）の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。

23 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を、令和5年4月1日から段階的に引き上げるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の定年を年齢65年とする。（第3条関係）

イ 管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とし、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を、管理職手当の支給を受ける者の職、警視又は警部の階級にある警察官の占める職及びこれらに準ずる職とする。（第6条及び第7条関係）

その他、管理監督職勤務上限年齢による降任等の例外など、管理監督職勤務上限年齢制に係る所要の規定の整備を行う。（第4条、第8条～第11条関係）

ウ 年齢60年に達した日以後に退職し、定年退職日相当日を経過していない者を定年前再任用短時間勤務職員として採用できることとする。（第12条及び第13条関係）

エ 任命権者は、職員が年齢60年に達する年度の前年度に、年齢60年に達する日以後に適用される制度等の情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めるものとする。（附則第10項及び附則第11項関係）

オ その他、地方公務員法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。（第1条及び第14条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日。ただし、附則第11条の規定は公布の日。

イ 経過措置

(ア) 職員の定年は、令和5年4月1日から2年に1年ずつ段階的に引き上げる。

(イ) 定年退職者等を暫定再任用職員として採用できることとする等、所要の経過措置を設ける。

24 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 地方公務員法の一部改正に伴い、定年退職者等の再任用について引用する条項を整理する。（第2条関係）

イ 職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、当該条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を、本条例の派遣の対象とならない職員に加える。（第2条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

令和14年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号及び第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、これらの規定中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

25 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、当該条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を、本条例の育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に加える。（第2条第3号及び第10条第3号関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第7条、第17条～第19条、第26条、第27条及び第28条第2号関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。）の給与に関し、特例を設ける。

26 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、公益的法人等に派遣することができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 現行の再任用職員に係る規定を削除するとともに、定年前再任用短時間勤務職員を派遣することができる職員とする規定を加える。（第2条関係）

イ 職員の定年等に関する条例の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を、本条例の派遣の対象とならない職員とする規定を加える。（第2条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして派遣することができる職員とする。

【議案（条例その他 その4）61頁 定県第119号議案】

27 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

地方公務員法の一部改正に伴い、定年による退職について引用する条項を整理する。（第4条関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

28 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅券法の一部改正等に伴い、電子申請時にも一般旅券発給手数料について、収入証紙による納付を可能とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

電子情報処理組織を使用して申請された一般旅券発給手数料について、収入証紙による納付を可能とするため、所要の規定の整備を行う。（第2条関係）

(3) 施行期日

令和5年3月27日

29 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅券法の一部改正等に伴い、未交付旅券の発行経費に係る手数料を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 一般旅券の査証欄の増補に係る手数料の規定を削除する。また、未交付旅券の発行経費を徴収するための手数料を追加する。（別表の3 国際文化観光局関係）

イ 低炭素建築物新築等計画を認定するための申請類型が変更されたことから、所要の規定の整備を行う。（別表の8 県土整備局関係）

ウ 教育職員免許状の授与に関する証明書の交付手数料を新設する。（別表の9 教育委員会関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（別表の3 国際文化観光局関係、別表の8 県土整備局関係及び別表の9 教育委員会関係）

(3) 施行期日、経過措置及び収入証紙に関する条例の一部改正

ア 施行期日

公布の日。ただし、別表の3 国際文化観光局関係の表の改正規定並びに(3)イ(イ)、(ウ)及びウは令和5年3月27日、別表の9 教育委員会関係の表の改正規定及び(3)イ(エ)は同年4月1日。

イ 経過措置

(ア) この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の8 県土整備局関係の表49の項、50の項、52の項及び53の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

(イ) 改正後の別表の3 国際文化観光局関係の表4の項の規定は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律の規定による改正後の旅券法第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

(ウ) 別表の3 国際文化観光局関係の表の改正規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る一般旅券査証欄増補手数料については、なお従前の例による。

(エ) 改正後の別表の9 教育委員会関係の表7の項の規定は、令和5年4月1日以後に証明書の交付の請求を受理したものから適用する。

ウ 収入証紙に関する条例の一部改正

(ア) 改正の内容

別表の2 手数料の表7の項中「一般旅券査証欄増補手数料」を削る。

(イ) 経過措置

(3)イ(ウ)の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、(3)ウ(ア)による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

30 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条）

職員の特殊勤務手当に関する条例（第48条の2）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（第2条）

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第2条）

(3) 改正の内容

地方公務員法の一部改正に伴い、短時間勤務の職について引用する条項を整理する。

(4) 施行期日

令和5年4月1日

31 当せん金付証券の発売の概要

(1) 趣旨

令和5年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証券法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和5年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

32 令和4年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
土地改良施設危険防止対策事業費	6,500	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	4,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	6,500		そ の 他	-
						一般財源	2,500
県有林事業費	12,661	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	12,661		そ の 他	-
						一般財源	12,661
旧社営林事業費	25,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	25,000		そ の 他	25,000
						一般財源	-
林道改良事業費	10,758	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	9,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	10,758		そ の 他	-
						一般財源	1,758
治山事業費	27,566	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	16,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	27,566		そ の 他	-
						一般財源	11,566
保安林改良事業費	7,744	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	5,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	7,744		そ の 他	-
						一般財源	2,744

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
水源林整備事業費	226,375	前年度未 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	226,375	そ の 他	—	
					一般財源	226,375	

33 令和4年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算（2）債務負担行為
 について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（新規設定）

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
森林環境調査費	53,900	前年度末までの支出 （見込）額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	53,900		そ の 他	53,900
						一般財源	—
丹沢大山保全・再 生対策事業費	25,000	前年度末までの支出 （見込）額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	25,000		そ の 他	25,000
						一般財源	—
水源林整備事業費	72,437	前年度末までの支出 （見込）額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	72,437		そ の 他	72,437
						一般財源	—
水源林土壌保全対 策事業費	63,684	前年度末までの支出 （見込）額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	63,684		そ の 他	63,684
						一般財源	—

34 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 3項 老人福祉費

民間老人福祉施設運営費補助

- (1) 目的
介護サービス等の提供体制を維持する。
- (2) 内容
新型コロナウイルス感染症の療養者が発生した際に必要な介護人材の確保や感染拡大防止対策等に対する補助について、追加で措置する。
- (3) 予算額 3,373,749千円

地域医療介護総合確保基金積立金

- (1) 目的
新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等に対する支援の財源とする。
- (2) 内容
地域医療介護総合確保基金への積み立てを行う。
- (3) 予算額 2,752,790千円

【議案（条例その他 その4）65頁 定県第122号議案】

35 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県地域医療医師修学資金貸付金の貸付対象を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

修学資金の貸与を受ける者が履修する「地域医療医師育成課程」を置く4大学の名称を、「地域医療医師育成課程」を置く大学を表す文言に改める。（第2条関係）

(3) 施行期日

公布の日

36 中小企業・小規模事業者への支援について【産業労働局関係】

8款 商工費 3項 商工金融費

信用保証事業費補助

(1) 目的

原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援する。

(2) 内容

「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料に対する補助について、追加で措置する。

(3) 予算額 3,199,569千円

【予算に関する説明書（その4） 8～10頁】

40 令和4年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
土木用地等調査管理費	5,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	5,000		そ の 他	-
						一般財源	5,000
道路補修費	1,590,400	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	1,431,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	1,590,400		そ の 他	-
						一般財源	159,400
道路災害防除事業費	28,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	25,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	28,000		そ の 他	-
						一般財源	3,000
電線地中化促進事業費	20,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	15,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	20,000		そ の 他	-
						一般財源	5,000
交通安全施設等整備費	392,600	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	353,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	392,600		そ の 他	-
						一般財源	39,600
橋りょう補修費	150,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	135,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	150,000		そ の 他	-
						一般財源	15,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
街路樹維持事業費	14,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	14,500		その他	-
						一般財源	14,500
道路改良費	278,800	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	55,000
						県 債	200,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	278,800		その他	-
						一般財源	23,800
街路整備費	298,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	71,500
						県 債	203,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	298,000		その他	-
						一般財源	23,500
河川修繕費	751,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	751,000		その他	-
						一般財源	751,000
河川改修事業費	488,200	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	122,000
						県 債	328,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	488,200		その他	-
						一般財源	38,200
河川再生事業費	16,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	5,333
						県 債	9,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	16,000		その他	-
						一般財源	1,667
海岸補修費	20,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	20,000		その他	-
						一般財源	20,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
海岸高潮対策費	千円 110,000	前年度未 までの支出 (見込)額		千円 -	特定 財源	国庫支出金	千円 -
						県 債	99,000
	当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	110,000	一般財源	そ の 他	-	
					一般財源	11,000	
砂防林事業費	45,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
	当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	45,000	一般財源	そ の 他	-	
					一般財源	45,000	
急傾斜地施設改良 費	10,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
	当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	10,000	一般財源	そ の 他	2,000	
					一般財源	8,000	
砂防環境整備費	18,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
	当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	18,000	一般財源	そ の 他	-	
					一般財源	18,000	
防災砂防事業費	34,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	25,000
	当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	34,000	一般財源	そ の 他	-	
					一般財源	9,000	
通常砂防事業費	25,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	12,500
						県 債	11,000
	当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	25,000	一般財源	そ の 他	-	
					一般財源	1,500	
地すべり対策事業 費	22,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	11,000
						県 債	9,000
	当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	22,000	一般財源	そ の 他	-	
					一般財源	2,000	

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
急傾斜地崩壊対策 事業費	千円 578,000	前年度未 までの支出 (見込)額		千円 -	特定 財源	国庫支出金	千円 61,400
						県 債	202,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	578,000		そ の 他	306,900
						一般財源	7,700
港湾補修費	71,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	71,000		そ の 他	-
						一般財源	71,000
公園整備費	73,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	45,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	73,500		そ の 他	-
						一般財源	28,500

41 令和4年度流域下水道事業会計11月補正予算（2）の内容【県土整備局関係】

(1) 収益的収入及び支出

ア 総括

(収入) (単位 千円)

款	前回までの 累計額	補正予定額	計
1 流域下水道事業収益	25,466,469	1,219,115	26,685,584

(支出) (単位 千円)

款	前回までの 累計額	補正予定額	計
1 流域下水道事業費用	27,173,681	1,219,115	28,392,796

イ 収入の内訳 (単位 千円)

目 名	前回までの 累計額	補正予定額	計	説 明
市 町 負 担 金	11,328,107	1,219,115	12,547,222	相模川流域市町負担金 1,078,121 酒匂川流域市町負担金 140,994

ウ 支出の内訳 (単位 千円)

目 名	前回までの 累計額	補正予定額	計	説 明
管渠、ポンプ場 及び処理場費	12,043,165	1,219,115	13,262,280	管渠、ポンプ場及び処理場施設の維持管理に要する経費 動力費

【議案（予算 その4） 3頁 定県第91号議案】

42 令和4年度一般会計11月補正予算（2）繰越明許費について【県土整備局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 土木費			1,329,700
	2 道路橋りょう費		30,000
		街路整備費	30,000
	3 河川海岸費		575,700
		河川修繕費	30,000
		水防情報基盤緊急整備事業費	10,000
		河川改修事業費	409,600
		海岸補修費	8,000
		海岸高潮対策費	118,100
	4 砂防費		554,000
		通常砂防事業費	200,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	354,000
	5 港湾費		170,000
		港湾補修費	20,000
港湾改修費		150,000	
県土整備局計			1,329,700

【議案（条例その他 その4）69頁 定県第126号議案】

43 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事請負契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 称 | 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル
新設工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 小田原市久野～多古地内 |
| (3) 請負契約者名 | 西松・エス・ケイ・ディ・稲元特定建設工事共同
企業体
代表者 西松建設株式会社横浜営業所
所長 喜 多 紀 州 |
| (4) 請負契約金額 | 16億8,850万円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和6年6月28日 |

44 管理事業に対する市町負担金の概要

(1) 負担の趣旨

県が行う管理事業で市町を利するものについて、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるものである。

(2) 負担の内容

県で実施する管理事業に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額 千円	変更額 千円
相模川流域下水道管理事業	相模原市	3,034,865	3,420,509
〃	平塚市	1,182,669	1,345,789
〃	藤沢市	46,038	52,722
〃	茅ヶ崎市	1,294,000	1,430,059
〃	厚木市	1,146,520	1,293,683
〃	伊勢原市	180,723	201,423
〃	海老名市	747,028	833,601
〃	座間市	505,433	565,484
〃	綾瀬市	138,107	153,740
〃	寒川町	210,676	235,796
〃	大磯町	47,752	58,210
〃	愛川町	120,272	141,188
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,681,601	1,773,205
〃	秦野市	26,406	27,802
〃	南足柄市	327,978	343,868
〃	二宮町	115,243	121,080
〃	中井町	76,159	79,797
〃	大井町	138,647	144,977
〃	松田町	60,026	63,043
〃	山北町	96,715	102,806
〃	開成町	151,157	158,348

45 神奈川県道路公社の有料道路整備事業計画変更に対する同意の概要

(1) 同意の趣旨

神奈川県道路公社の有料道路整備事業「三浦縦貫道路」及び「真鶴道路」計画の一部変更について、道路整備特別措置法第16条第2項の規定に基づき議会の議決を経て、同条第1項の規定に基づき同意するものである。

(2) 変更の内容

神奈川県道路公社が管理する三浦縦貫道路及び真鶴道路において、障害者割引の要件緩和を実施するため、有料道路整備事業計画について所要の変更を行う。

また、併せて、神奈川県道路公社が、イベントなどと連携した期間限定の企画割引を実施する場合の割引の規定を追加する。

46 令和4年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
県立学校空調設備整備費	59,200	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	44,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	59,200		そ の 他	-
						一般財源	15,200
高等学校施設整備工事費	2,299,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	2,299,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	2,299,000		そ の 他	-
						一般財源	-
高等学校施設整備工事設計調査費	25,700	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	25,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	25,700		そ の 他	-
						一般財源	700

【議案（条例その他 その4）70頁 定県第127号議案】

47 厚木東高校商業教育棟新築工事（建築―第1工区）請負契約の内容

- (1) 工 事 名 称 厚木東高校商業教育棟新築工事（建築―第1工区）
- (2) 工 事 場 所 厚木市王子1丁目1番1号
- (3) 請負契約者名 小島・関野特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小島組
代表取締役 小 島 正 也
- (4) 請負契約金額 13億6,065万940円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和6年2月16日

【予算に関する説明書（その4） 10～11頁】

48 令和4年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
警察施設各所営繕費	169,187	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	94,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	169,187		そ の 他	-
						一般財源	75,187
交通安全施設整備費	340,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	132,000
		当該年度以降の支出予定額	令和4年度～令和5年度	340,000		そ の 他	-
						一般財源	208,000

49 警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

浦賀警察署の名称変更のため、「警察組織に関する条例」に規定する警察署の名称について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

浦賀警察署の名称を横須賀南警察署に改正する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

50 令和4年度水道事業会計11月補正予算（2）債務負担行為について【企業
庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	長 期 借入金	国 庫 補助金	自 己 資 金
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
取水及び浄水施設維持運営費	310,178		-	令和4年度 ～ 令和5年度	310,178	-	-	-	310,178
送配水施設維持運営費	75,684		-	令和4年度 ～ 令和5年度	75,684	-	-	-	75,684
原水及び浄水設備整備事業費	35,079		-	令和4年度 ～ 令和5年度	35,079	-	34,000	-	1,079
配水管網再構築事業費	163,697		-	令和4年度 ～ 令和5年度	163,697	124,000	-	-	39,697
水道施設耐震化事業費	1,028,817		-	令和4年度 ～ 令和5年度	1,028,817	772,000	-	11,840	244,977
老朽配水管リフレッシュ事業費	3,366,454		-	令和4年度 ～ 令和5年度	3,366,454	2,555,000	-	-	811,454
その他配水設備整備事業費	27,876		-	令和4年度 ～ 令和5年度	27,876	-	27,000	-	876
大口径老朽管リフレッシュ事業費	289,663		-	令和4年度 ～ 令和5年度	289,663	-	278,000	-	11,663

51 令和4年度電気事業会計11月補正予算（2）債務負担行為について【企業
庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	負 担 金	自 己 資 金
水力発電施設等維持運 営費	千円 56,824		千円 -	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 56,824	千円 -	千円 56,824
相模貯水池堆砂対策事 業費	1,079,782		-	令和4年度 ～ 令和5年度	1,079,782	895,140	184,642
相模貯水池管理事業費	70,266		-	令和4年度 ～ 令和5年度	70,266	15,400	54,866
水力発電設備整備事業 費	40,315		-	令和4年度 ～ 令和5年度	40,315	-	40,315

52 令和4年度公営企業資金等運用事業会計11月補正予算（2）継続費について【企業庁関係】

継続費に関する調書

（変更）

款	項	事業名	全体計画			前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額(見込)	当年度支払義務発生予定額	当年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率			
			年度	区分	年割額							左の財源内訳 自己資金		
1 資本的支出	3 地域振興施設等整備費	寒川町学校給食センター整備事業費	3	補正前額	千円	千円	-	千円	-	千円	%			
				250,000	250,000									
				補正額	-	-						2,940	-	2,940
			補正後額	250,000	250,000									
			4	補正前額	2,008,000	2,008,000	-	-	2,255,060	2,255,060	-	-	97	
				補正額	-	-								
				補正後額	2,008,000	2,008,000								
			5	補正前額	-	-	-	-	-	-	76,856	-	-	
				補正額	76,856	76,856								
				補正後額	76,856	76,856								
			計	補正前額	2,258,000	2,258,000	-	-	2,255,060	2,258,000	76,856	-	97	
				補正額	76,856	76,856								
				補正後額	2,334,856	2,334,856								

53 令和4年度相模川総合開発共同事業会計11月補正予算（2）債務負担行為
について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

（新規設定）

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	共同施設管理受託収入	
寒川取水施設管理事業費	千円 4,000		千円 -	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 4,000	千円 4,000	

54 令和4年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算（2）債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

（新規設定）

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	三 保 ダ ム 管 理 受 託 収 入	
貯水池等保全対策事業費	千円 116,000		千円 -	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 116,000	千円 116,000	